

Ⅱ 令和2年度における政策評価の取組

1 政策評価審議会提言について

政策評価審議会（会長：岡 素之 住友商事株式会社特別顧問。以下「審議会」という。）は、「行政の評価」、すなわち、法に基づき各行政機関が実施する政策評価並びに総務省（行政評価局）が法及び総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）に基づき調査して行う評価（以下「行政評価局調査」という。）が、ポストコロナ新時代に向かうべき方向について提言^(注)を取りまとめ、令和 3 年 3 月 17 日に総務大臣に提出した。

その議論の経緯と内容は、以下のとおりである。

(注) 政策評価審議会提言「ポストコロナ新時代における行政の評価への指針～政策改善に役立つ、しなやかで、納得できる評価とするために～」

(1) 議論の経緯

令和 2 年 7 月、審議会では、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、委員による懇談が行われ、次のような認識が共有された。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大は、我が国の行政が、人口減少、ICTの急速な発展などの社会経済の変化に対応しきれていないことを白日の下にさらした。
- ・ ポストコロナの社会変化は、伝統的な行政の在り方に更なる変容を迫る。
- ・ 「行政の評価」もまた、行政の変化に応じて適切に改めていくために、在り方を見直すべき。

その後、4 回にわたり審議会が開催され、提言の取りまとめに向けて、精力的に議論が重ねられた。また、審議を進めるに当たっては、現場における政策立案や評価の課題とニーズを探ることが重視され、各行政機関の職員に対するヒアリング等が実施された。

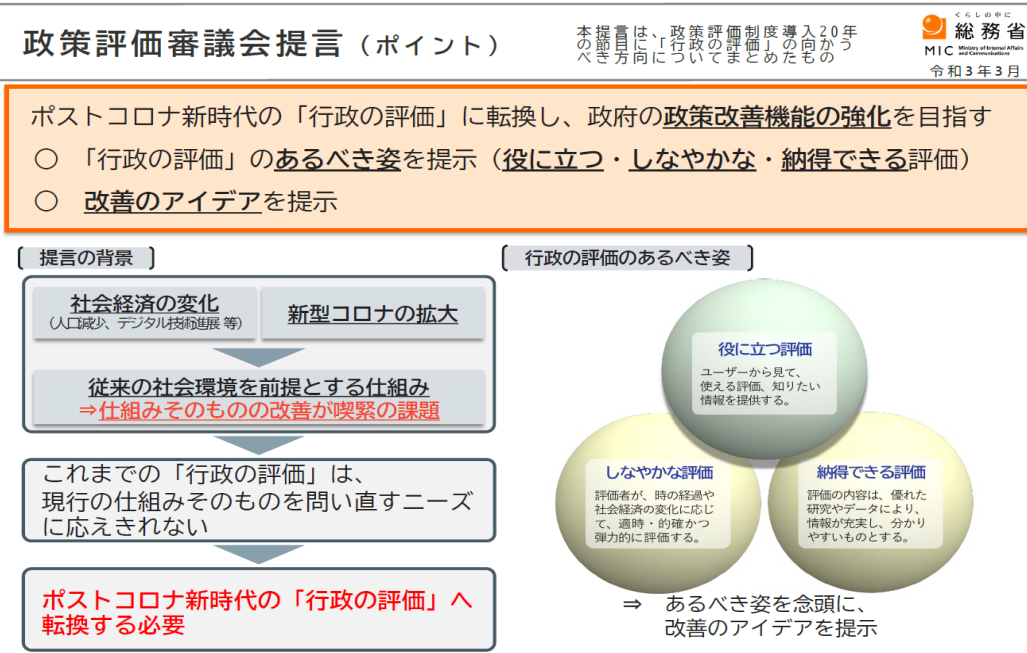
(2) 提言の内容

提言では、導入後 20 年を迎えた政策評価制度の定着の状況や行政機関が行う評価の実務の実情を踏まえ、「行政の評価」について、現状と課題を明らかにした上で、あるべき三つの姿と、それらに対応する改善のアイデアが示されている。

ア 「行政の評価」のあるべき姿

「行政の評価」は、①ユーザーのニーズに応えられる、使いやすいものとなるべき（役に立つ評価）であり、②一つの形式・方法・手順にとらわれず、必要とされる改善が適時的確に実現することを重視して行われるべき（しなやかな評価）であり、③研究やデータ等に裏打ちされた情報を提供するものであるべき（納得できる評価）である、としている（図 1）。そして、これら三つの「あるべき姿」を常に念頭に置いて取り組むべきとしている。

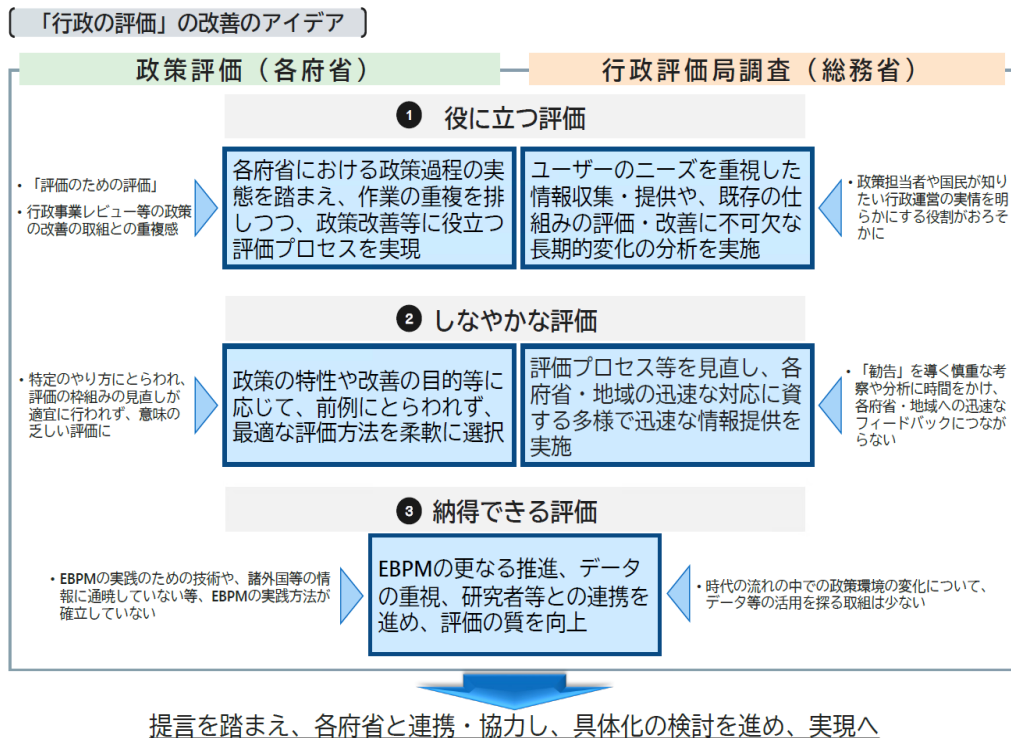
図1 提言の背景及び「行政の評価」のあるべき姿



イ 「行政の評価」の改善の取組のアイデア

政策評価と行政評価局調査のそれぞれを、あるべき三つの姿とするために、それらに対応する具体的な改善のアイデアを示し（図2）、各行政機関と連携・協力して具体化の検討を進め、実現を図ることを求めている。

図2 「行政の評価」の改善の取組のアイデア



（注） 審議会提言のポイント、本文及び参考資料については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyokashingikai_n/torimatome.html）参照

(3) 提言を受けた今後の対応

総務省では、各行政機関と連携・協力し、提言を踏まえた取組を進めていくこととしている。令和3年3月30日に決定した行政評価等プログラムでは、令和3年度に取り組む内容として、政策評価については、政策の改善等への活用を重視した評価プロセスの見直し等を、また、行政評価局調査については、関係機関による迅速な対応・改善につながるよう、調査の迅速化や各地の調査結果の活用を重視することを明示している。

2 エビデンスに基づく政策立案（EBPM）の推進について

(1) エビデンスに基づく政策立案（EBPM）の背景

我が国の経済社会構造が急速に変化する中で、限られた資源を有効に活用して国民から信頼される行政を展開するためには、エビデンスに基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making。以下「EBPM」という。）の推進が重要である。

このため、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議決定。以下「最終取りまとめ」という。）等に基づき、政策、施策及び事務事業の各段階においてEBPMを推進し、政策の評価を政策改善と次なる政策立案につなげるため、政府全体で取組を進めている。

(2) EBPM推進に係る行政評価局の取組状況

令和2年度において、総務省行政評価局では、以下の取組を実施した。

ア 実証的共同研究

最終取りまとめにおいて、EBPMのリーディングケースの創出を目指した実証的共同研究（以下「共同研究」という。）の実施が提言されたことを踏まえ、平成30年度から、各府省の政策改善を支援するとともに、得られた知見を各府省と共有し、EBPMの実践を後押しするため、総務省、各府省及び学識経験者が連携して本共同研究を実施している。

令和2年度は、「視覚障害のある児童・生徒に対するデジタル教科書等の教育効果」及び「#7119（救急安心センター事業）の導入効果」の二つを題材として実施した。これらの概要については、以下のとおりである。

なお、これらの結果報告書については、次のホームページ（総務省行政評価局が取り組むEBPM）で公表している。

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/seisaku_ebpm.html)

(ア) 「視覚障害のある児童・生徒に対するデジタル教科書等の教育効果」に関する共同研究の概要

文部科学省では、視覚障害のある児童・生徒に対する学習環境の保障のため、紙の拡大教科書が無償給与しているが、紙の拡大教科書は、文字の拡大範囲が限定的で、大判・分冊による不便さがあるなど、必ずしも全ての視覚障害のある児童・生徒にとって最適な方法となっていない可能性がある。他方、学習者

用デジタル教科書やPDF版拡大図書等（以下「デジタル教科書等」という。）は、児童・生徒の障害の程度に応じて文字の大きさを自由に変更でき、デジタル端末1台で紙の拡大教科書数冊分を使用できるなどのメリットがあると考えられる。

本共同研究では、視覚障害のある児童・生徒に対する学習環境の保障の観点から、より適切な教科書の提供方法について示唆を得ることを目的として、調査・分析を行った。具体的には、デジタル教科書等を用いて授業や家庭学習を行った場合に、従来の紙の拡大教科書を用いた場合と比較して、授業や家庭学習が支障なく実施できるかなどの点を、アンケート調査、ヒアリング調査及び実験により検証した。

その結果、障害の程度・内容、周囲の環境（特にICT環境）、学習場面等によって、デジタル教科書等の利用のしやすさに違いがあると考えられることが、明らかとなった。

また、①デジタル教科書等と紙の拡大教科書の作業効率（書き込み、削除、音読及び検索）は、同等程度であること、②デジタル教科書等は、自由度の高い拡大機能や読み上げ機能等、多数のメリットが挙げられる一方、デメリットについては限定的であることから、視覚障害のある児童・生徒が教科書の内容に適切にアクセスするという観点において、デジタル教科書等は紙の拡大教科書と同等以上に有効と考えられることが明らかとなった。

さらに、デジタル教科書等を利用しにくいと考えられる児童・生徒や利用環境への対応等、デジタル教科書等の普及・利用促進を図る上での留意事項、今後検討・対応すべき課題が明らかとなった。

(イ) 「#7119（救急安心センター事業）の導入効果」に関する共同研究の概要

総務省消防庁では、救急出動件数が年々増加傾向にあることなどを背景として、急なケガや病気をした際に、救急車を呼んだ方が良いか、それとも今すぐに病院に行った方が良いかなど、判断に迷う局面において専門家から助言を受けることができる電話相談窓口「#7119（救急安心センター事業）」の全国展開を推進している。

本共同研究では、#7119の導入済地域での認知度や、導入済地域と未導入地域における住民の意思決定プロセスの違いを分析するためのアンケート調査、#7119の導入効果や、24時間制・時間限定制での導入効果の違いを明らかにするための定量分析、消防本部へのヒアリング調査等を通じて、#7119の導入が、救急車の適正な利用や救急医療機関の受診の適正化に向けて効果を発揮しているかを検証した。

その結果、#7119の導入済地域と未導入地域の比較において、導入済地域における救急出動件数や搬送人数、軽症者割合、夜間割合が減少していること、急病や高齢者に対する効果が大きいこと、かかりつけ医や相談できる医療関係者がいるかどうか、#7119の認知に大きな影響を与えていることなどが明らか

かとなった。また、24時間制の導入済地域の方が時間限定制の導入済地域よりも効果が大きいことが確認された。

これらのことから、①#7119の更なる導入促進を図る上で、一定の導入効果が確認されたこと、②導入効果には認知度が大きな影響を与えており、導入から日の浅い地域等では認知度が低いケースもあるため、認知度の向上を図ることが重要であること、③医療機関等と連携しながら#7119の認知度を高めることは有効な方策であると考えられること、などの示唆が得られた。

イ 行政評価局アドバイザーによる助言

行政評価局では、各府省におけるEBPMの実践を後押しする取組として、各府省の実情にも通じ、実務的な観点から意見を頂ける有識者を「行政評価局アドバイザー」として委嘱している（表1）。行政評価局アドバイザーには、共同研究に関する有識者会合などを通じて、行政評価局のEBPMの取組について意見を頂くほか、各府省の求めに応じて、それらの府省の事務事業等に係るEBPMについてもアドバイスしていただいている。

表1 行政評価局アドバイザー一覧（EBPM関係）

氏名	所属
大屋 雄裕	慶應義塾大学法学部教授
亀井 善太郎	PHP総研主席研究員 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科特任教授
小林 庸平	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社主任研究員
富田 誠	東海大学教養学部准教授
南島 和久	新潟大学法学部教授
深谷 健	武蔵野大学法学部准教授
三輪 哲	東京大学社会科学研究所教授
横田 響子	株式会社コラボ代表取締役

（50音順。令和3年3月31日現在）

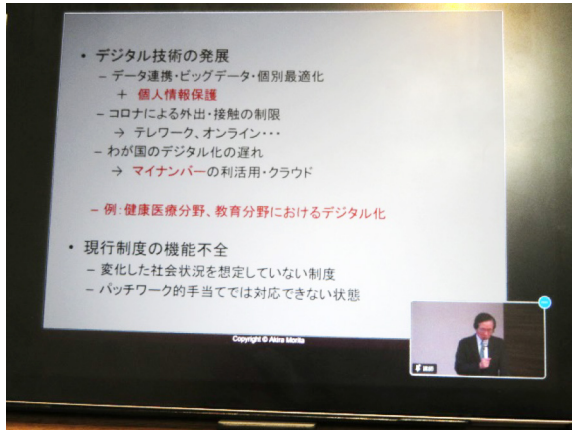
ウ 各府省の政策評価担当者等に対する研修

法第20条に基づき、政策評価に関する共通の理解と専門的知識の向上等に資するため、各府省や地方公共団体の政策評価担当者等を対象として、全国各地で政策評価に関する研修（政策評価に関する統一研修）を毎年度実施している。

令和2年度は、少子高齢化・人口減少や情報化、そして新型コロナウイルス感染症の拡大がもたらす時代や社会の変化を踏まえ、国の政策評価の現状と課題、政策評価の質の向上に向けた取組、EBPMの考え方とその実践といったテーマを設定し、これらに沿った内容の講義を行った。また、本年度は、新型コロナウイルス感染症への対策として、本省及び管区行政評価局等（7管区行政評価局、四国行政評価支局及び沖縄行政評価事務所）の全て（計10か所）において、オンラインにより講義を配信する形で研修を実施し（図3）、全体として前年度を上回る参

加者を得ることができた。研修の概要については、次のホームページ（政策評価に関する研修等）で公表している。
 (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/seisaku_forum.html)

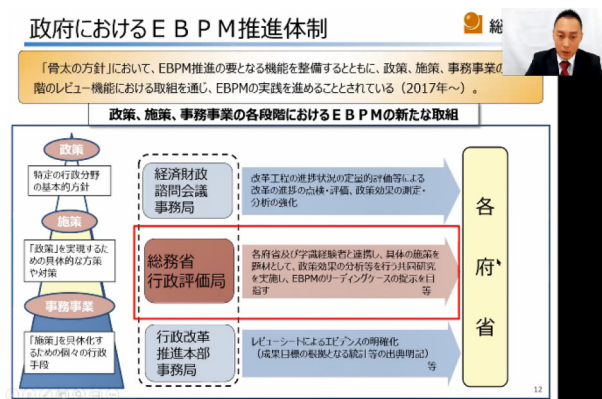
図3 令和2年度政策評価に関する統一研修の様子



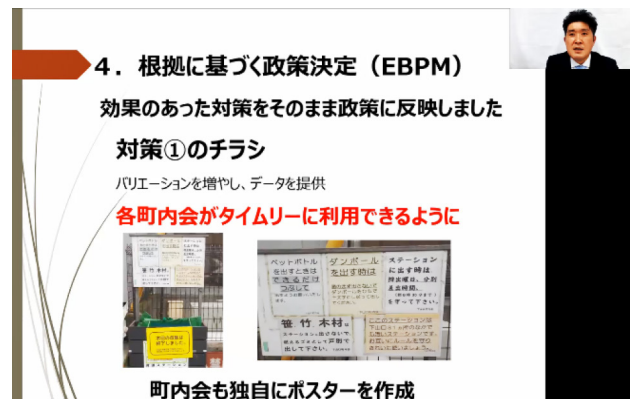
中央研修（本省）の様子（令和3年1月）



中央研修（本省）の様子（令和3年1月）



地方研修（名古屋会場）の様子（令和2年12月）



地方研修（さいたま会場）の様子（令和3年2月）